

滋賀刑務所・京都刑務所 見学記

滋賀刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
新倉 修



8月25日、滋賀刑務所を参観した。収容定員は、受刑者592人、未決収容者114人、計706人。ほかに収容定員37人の彦根拘置支所がある。職員は小澤所長以下179人、総務部と処遇部、医務課の2部1課。犯罪傾向の進んでいない受刑者（A指標）で執行刑期10年未満の者が対象で、大阪高裁管区内で有罪判決が確定した場合に収容する。

大津市内だが、最寄りのJR琵琶湖線膳所駅からはかなり距離がある。少年鑑別所と隣り合わせ、道路から一段上った小高い丘の上にある。敷地面積6万2949㎡だが、運動場は居室棟から7メートルほど下がった低地にあり、4メートル50の塀を超えて、民家が運動場を見下ろす位置に見える。当日は雨模様だった。木工工場チームが体育館で、卓球に興じたり、テレビを視聴したり、パイプ椅子に座り新聞を読んだり、それぞれだった。

処遇部長の案内で所内を見て回った。いきなり保護室に連れて行かれた。3棟のうち1棟は、2つの静穏室で防音設備がされている。作業に出ることを嫌って静穏室に入りたがる者もいるという説明があった。工場は8棟あり、木工（まな板）、印刷（ゆるキャラ「ひこにゃん」の封筒や便箋、和服の紙カバー）、洋裁（布団カバー）、金属加工、つづれ織りのほか、紙袋張り、洗濯ばさみの組み立てと袋詰めなどもある。高齢者、移動するにも椅子に掛けることも困難な者がいて、車椅子があり、畳敷きの作業場もあった。収容者は30代、40代がほぼ半数を占めるが、60代以降が2割を占めており、平均45歳9ヶ月、最高年齢は84歳。初犯の短期受刑者で80歳を超えるということは、70歳で犯罪に手を

染めたことになる。罪名は、窃盗、覚せい剤、詐欺が最多だが、性犯罪、強盗、殺人（嘱託殺人など）もそれぞれ2桁に上る。暴力団関係者は収容しないという方針だが、刺青のある者も散見された。

食事は評判がよく、食べ残しがほとんどないそうだ。とはいえ、軟らかい特別食（軟食）も多いのは、高齢者や歯がなくなっている人がいるからだろう。また最近の傾向として顕著なのは食物アレルギーが各種あり、その対策にも余念はなく、特に米アレルギーには、外部から購入したパンを出すそうだ。

収容状況を見ると、平成19年ごろに過剰収容のピークを記録したが、今やほぼ安定しており、収容率は100%を切って集団室でも5人収容で収まるそうだ。居室棟をまわって目に付いたのは、介助という印がついている収容者番号があったことだ。理由を聞くと、日常の起居動作に困難がある収容者には介助が必要になり、それを担当する収容者をきめて、同室に配置するためだ。

医務官は常勤2名、非常勤3名（歯医者2名、精神科医1名）だが、心臓弁膜症などで病院移送になると、職員が6名必要になるので、勤務態勢のやり繰りが大変だという話も聞いた。また薬物依存離脱指導には、ダルク（薬物依存者の自立支援団体）の支援を受けているが、教育専門官だけではなく、工場担当者もチームに加わり、かつ、収容者全員が受けるそうだ。性犯罪者に対する集中的な処遇は、大阪刑務所や奈良少年刑務所で行うが、ここではメンテナンスとして、性犯罪再犯防止指導を行っているそうだ。

2014年8月25日、弁護士12名及び事務局1名で、滋賀刑務所と京都刑務所を見学した。

京都刑務所

茨城県弁護士会会員（元当会会員）
細田 はづき（55期）



京都市山科区内に所在する京都刑務所は、B指標（犯罪傾向の進んだ者）及びF指標（外国人）の受刑者を対象とした刑務所であり、桂離宮をイメージして設計された、緑色の屋根が美しい建物であった。

始めに、会議室において、京都刑務所の小野田総務課長から説明を受けた。収容定員は1543名だが、現在は1360名で、罪名別では、覚せい剤事犯が4割近くであった。平成18年は定員を大幅に超える収容者数が問題になったが、その後は一貫して減少している。

外国人については、日本語でコミュニケーションが取れることが受け入れ条件となっており、現在は87名が入所している。罪名は窃盗が4割以上で、次いで強盗が2割強であった。受刑者全体の平均刑期は3年5ヶ月だが、近年仮釈放が減少傾向で満期出所が68.1%であり、その理由としては、受刑者の高齢化がすすみ、帰宅先でもっとも多い父母が亡くなってしまうことがあげられていた。入所回数は平均4.4回で、中には30回以上の者もいた。

また、京都刑務所は矯正指導に力を入れており、(1)刑執行開始時の指導では、ふりがなつきの冊子を読み込ませ、(2)改善指導には、ア. 一般改善指導、イ. 特別改善指導があり、イ. 特別改善指導は、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導を実施しており、通常の指導担当以外にもダルク等外部の専門家や工場担当職員も関わるとのことであった。(3)教科指導では、非識字者には読み書きを教え、社会生活の基礎となる学力を欠く者には義務教育相当の学習をさせるなどし、特別に希望する者には、高等学校卒業程度

認定試験を受験させているそうだ。(4)釈放前の指導では、職安と連携して職業相談や職業紹介を行ったり、自立が困難な者を福祉サービスに繋げるとのことであった。

次に、刑務所施設内の見学をした。一見して感じたのは、高齢の受刑者が極めて多いということであった。工場では生産作業として、木工、印刷、洋裁（布団カバー等）、金属（ジャッキ、ラチェット等）、紙製品を製作しており、一般の民間企業からの受注が大半であることが特徴的であった。高齢の受刑者には車椅子や高さが低い椅子を用意したり、認知症予防のために指先を使う作業をさせ、工場に出ること自体が困難である者には、共同室で作業をさせていた。また職業訓練として、情報処理技術科、建築塗装科があり、国家試験の合格率が高いことが自慢であるとのことであった。居室は、6人定員を約5名で使用し、全室にテレビとダイヤル式の鍵がついたボックスが備え付けてあった。個室は四畳で、やはりテレビがあった。食事分類に、粥食、スーパー軟食、ウルトラ軟食と記載があり、特記事項に介助担当とあったので、聞くと、最近受刑者の高齢化がすすみ、通常の食事では、飲み下しが困難な者が多くいることや、布団の上げ下ろしや夜間のトイレに手助けが必要な者が多数存在するため、同房者が介助しているとのことであった。食事は、アレルギーや宗教上の制約に当然に対応しているのみならず、ラマダンにも配慮しているそうだ。

保護室に収容されるのは、専ら作業拒否が理由となっているそうで、同一の者が繰り返し行うことが多いとのことであった。

その後、再び会議室に戻り、質疑応答を行って、京都刑務所見学は終了した。